

津市家具等転倒防止対策事業補助金

1. 対象者

津市に住民登録のある方

2. 対象事業

自らが居住する住宅で、地震等による転倒を防止するため、取付け業者に依頼し、家具等*の固定を実施するもの。

取付けを行うのは、三重県木造住宅耐震促進協議会の会員で、三重県木造住宅耐震補強マニュアル講習会を修了した者又は同等の知識を有する者に限ります。

※家具等の例

タンス、本棚、食器棚、冷蔵庫、テレビ、電子レンジ等

3. 補助金の額

金具等の材料費を含む取付費用の $9/10$ の額（100円未満の切り捨て）

- ・ 固定する家具等が1つの場合 最高6千円まで
- ・ // 2つの場合 最高8千円まで
- ・ // 3つ以上の場合 最高1万円まで

4. 申請に必要な書類等

(1) 申請書

必要事項を記入、押印してください。

借家の場合は、家主の承諾も必要です。

(2) 住所を確認できる書類（住民票、運転免許証等の写し）

(3) 取付に要する費用が確認できる書類（見積書の写しなど）

5. 提出場所

危機管理部防災室、各総合支所地域振興課

手続きの流れ

Step1 申請手続き

① 補助金交付申請

申請書に必要事項を記入、押印し、その他必要書類を添えて防災室または各総合支所地域振興課へ提出して下さい。

② 交付決定通知の受理

防災室から「補助金等交付決定通知書」が郵送されます。

Step2 家具固定の実施

③ 家具等の固定の実施

交付決定通知後、家具等の固定を依頼し、行ってください。

実施前、実施後の写真を忘れずに撮ってください。

※交付決定日までに家具の固定を行った場合は補助対象外となります。

Step3 実績手続き

④ 実績報告書の提出

家具の固定が完了したら、完了後30日以内に、実績報告書を防災室または各総合支所地域振興課へ提出して下さい。

報告書には、取付者の確認印も必要です。

領収書の写し、実施前、実施後の写真も忘れず添付してください。

(実績報告書は「補助金等交付決定通知書」郵送時に同封します。)

⑤ 確定通知の受理

防災室から「補助金等交付確定通知書」が郵送されます。

Step4 請求手続き

⑥ 補助金の請求

補助金の請求をして下さい。請求後20日程度で補助金が交付されます。
(請求書は「補助金等交付決定通知書」郵送時に同封します。)

津市 危機管理部 防災室

〒514 - 8611 津市西丸之内23番1号

TEL : 059-229-3104 / FAX : 059-223-6247

E-mail : 229-3104@city.tsu.lg.jp